

▶ 八雲町地域公共交通網形成計画の見直しの必要性について

- 八雲町地域公共交通網形成計画（以下、網形成計画）を令和2年3月に策定しており、計画期間は来年度の令和6年度までであり、次期計画を策定することが必要
- 令和2年度には地域公共交通に係る法律が改正され、法改正の内容を踏まえた計画への更新・見直しが必要
- 網形成計画に則って各種施策・事業を実施してきたところであり、今後も持続可能な公共交通体系の構築に向け、網形成計画の更新・見直しを行い、現在の町の状況を反映した地域公共交通計画（以下、交通計画）の策定が必要
- 一方で、交通計画の策定に向けては、現在の町の状況や地域公共交通に対する住民意見等を詳細に反映させることが重要であり、交通計画策定に向けた調査・検討には時間を要する（約2年を想定）ことから、網形成計画の計画期間を令和7年度まで延長し、交通計画に係る期間中は網形成計画の計画期間として扱う

▶ 網形成計画の見直し方針について（今年度中に見直しを実施）

- 業務名「八雲町地域公共交通網形成計画アドバイザー業務」 受託業者 日本データサービス株式会社

【変更が必要な内容】

- ・ 計画期間を令和6年度から令和7年度に変更
- ・ 当町内を運行する地域公共交通の役割及び位置づけ、維持確保の方針等を追記
- ・ 当町内を運行する地域公共交通の交通体系及び運行状況の記載内容を令和5年度時点の内容に変更
- ・ 数値指標及び目標値について、国から設定が求められている各町内交通に係る「公共交通の利用者数」、「収支」及び「公的資金投入額」を設定予定

■ 【記載を維持する内容】

- ・ 施策等の網形成計画の根幹となる内容については記載内容を維持

